

第1章

計画の概要

第 1 節 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展など、社会構造が急激に変化しています。

こうした中、障がい者に関わる環境及び法制度も大きな転換期を迎えています。

平成 18 年 12 月の国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国は翌年 9 月に署名を行いましたが、国内法の整備が課題となり、条約の締結（批准）を行っていませんでした。その後、国では条約の締結（批准）に必要な国内法の整備や障害者制度の集中的な改革を進め、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」が成立、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」を改正、平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正するとともに、平成 25 年 6 月には「障害者差別解消法」が成立するなど、国内法令の整備が行われました。これらの法整備を受け、平成 25 年に国会において全会一致で条約の締結を承認、平成 26 年 1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を締結（批准）しました。

このような社会情勢を踏まえ、本市では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 4 期登別市障がい福祉計画」と「登別市障がい者福祉計画」を一本化した「第 1 期登別市障がい者支援計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

その後、平成 28 年に「障害者総合支援法」が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとするなど、国の障がい者施策の動向の変化や障がい者等のニーズの変化、また、第 1 期登別市障がい者支援計画が平成 29 年度をもってその計画期間が終了することを受け、新たに「第 2 期登別市障がい者支援計画」を策定しました。

2. 計画の基本理念

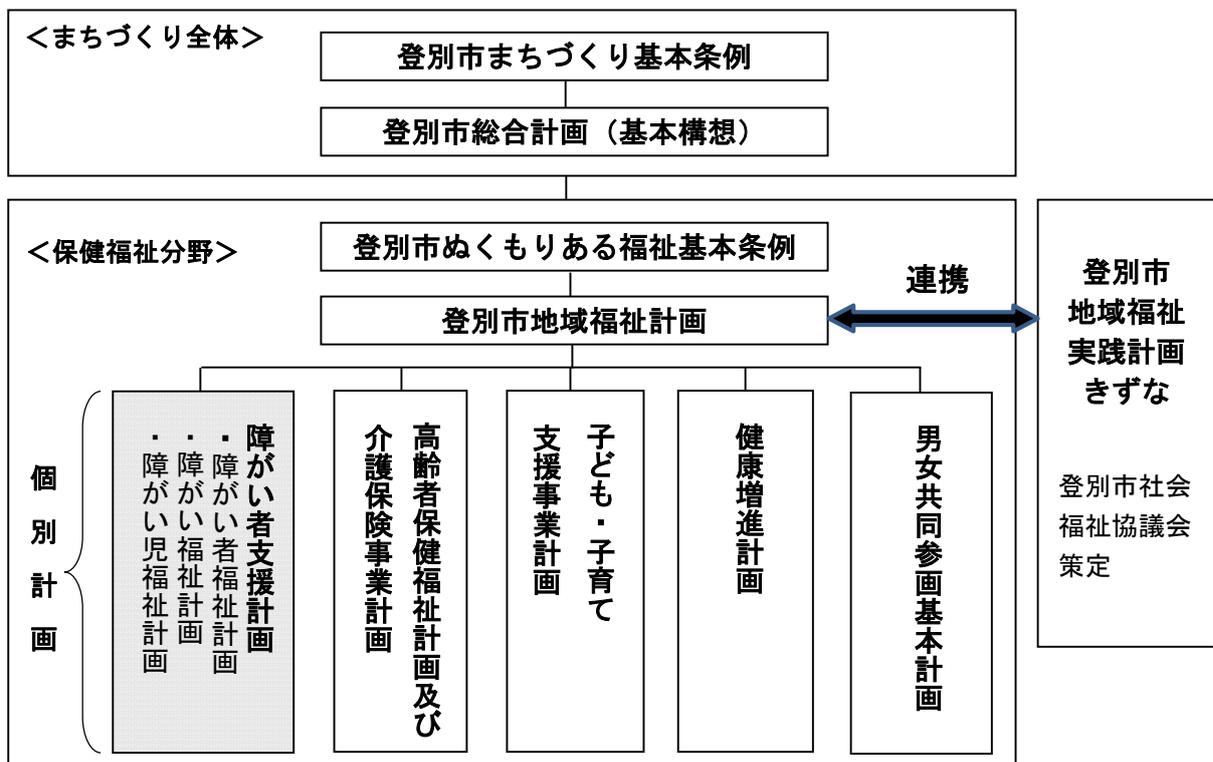
本計画は、近年の障がい者等を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

3. 計画の位置づけ

平成28年6月に児童福祉法が改正され、市町村は、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

第1期登別市障がい者支援計画は、障害者基本法に基づき、本市の障がい者施策に関する基本的事項を定めた「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉サービスの必要見込み量などを定めた「障がい福祉計画」の2つの計画からなっていましたが、障害者総合支援法では、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとされていることから、本計画においては、「第1期登別市障がい児福祉計画」についても一体的に策定しました。

なお、本計画は、「登別市総合計画」を上位計画とし、登別市まちづくり基本条例の理念に基づく保健福祉分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。また、保健福祉分野の基本計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付ける計画とします。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

なお、本計画期間である3年間に社会情勢や福祉環境などの変化により、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、平成33年度からの新しい計画への反映や本計画の見直しなど、柔軟に対応することとします。

平成24年度～平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度～平成32年度
<p>登別市障がい者福祉計画</p>	<p>第1期 登別市障がい者支援計画</p> <p>登別市障がい者福祉計画 第4期登別市障がい福祉計画</p>	<p>第2期 登別市障がい者支援計画</p> <p>登別市障がい者福祉計画 第5期登別市障がい福祉計画 第1期登別市障がい児福祉計画</p>
<p>第3期 登別市障がい福祉計画</p>		

5. 基本的な考え方

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し
支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すため、次の事項を基本的な考
え方とします。

- ①すべての障がい者等が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できること。
- ②すべての障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できること。
- ③すべての障がい者等が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報
の取得や利用のための手段が選択できること。
- ④障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなく、社会的障壁（※）の
除去について、必要かつ合理的な配慮がなされること。

※ 社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよ
うな社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。（障害者
基本法第2条第1項第2号）

6. 計画の体系

【障がい者福祉計画】

- | | |
|----------------|---|
| 第1節 障がいへの理解の促進 | 1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進
2. 差別の解消と権利擁護の推進 |
| 第2節 生活支援の充実 | 1. 生活支援体制の整備
2. 在宅支援の充実
3. 施設による支援の充実
4. ボランティアの育成と活動の充実 |
| 第3節 保健・医療の充実 | 1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）
4. 難病施策の充実 |
| 第4節 療育・教育の充実 | 1. 療育・幼児教育の充実
2. 教育施策の充実
3. 福祉教育の推進 |
| 第5節 就労支援の充実 | 1. 障がい者雇用・就労支援の充実
2. 福祉的就労への支援 |
| 第6節 社会参加の促進 | 1. 社会参加の促進
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 |
| 第7節 生活環境の整備 | 1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進
2. 住宅・生活環境の整備
3. 道路・公園施設の整備
4. 移動・交通安全対策の充実
5. 防災・安全対策の充実
6. ユニバーサルデザインの普及啓発 |
| 第8節 情報提供の充実 | 1. 情報提供の充実 |

【第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画】

第1節 平成32年度の数値目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第2節 障害福祉サービスの見込み

1. 訪問系サービス
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援
2. 日中活動系サービス
 - ・ 療養介護
 - ・ 生活介護
 - ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労継続支援（A型、B型）
 - ・ 就労定着支援
 - ・ 短期入所（福祉型、医療型）
3. 居住系サービス
 - ・ 自立生活援助
 - ・ 共同生活援助（グループホーム）
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 宿泊型自立訓練
4. 相談支援サービス
 - ・ 計画相談支援
 - ・ 地域移行支援
 - ・ 地域定着支援

第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み

1. 障害児通所支援サービス
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 障害児相談支援
 - ・ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

第4節 地域生活支援事業の見込み

1. 理解促進研修・啓発事業
2. 相談支援事業
3. 成年後見制度利用支援事業
4. 成年後見制度法人後見支援事業
5. 意思疎通支援事業
6. 日常生活用具給付等事業
7. 手話奉仕員養成研修事業
8. 移動支援事業
9. 地域活動支援センター
10. 日常生活支援
11. 社会参加支援

7. 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年の計画であり、計画の推進にあたっては、地域自立支援協議会等において、社会情勢や緊急度・優先度等を考慮しながら進めていきます。

なお、この計画期間で解決できない課題などは、次期計画にも引き続き反映させます。

(2) 国や北海道、近隣市町との連携

本計画の推進にあたっては、今後の制度改正なども重要となるため、国や北海道から情報を収集するとともに、市民・関係団体等からの意見を参考に、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第2節 障がい者の状況

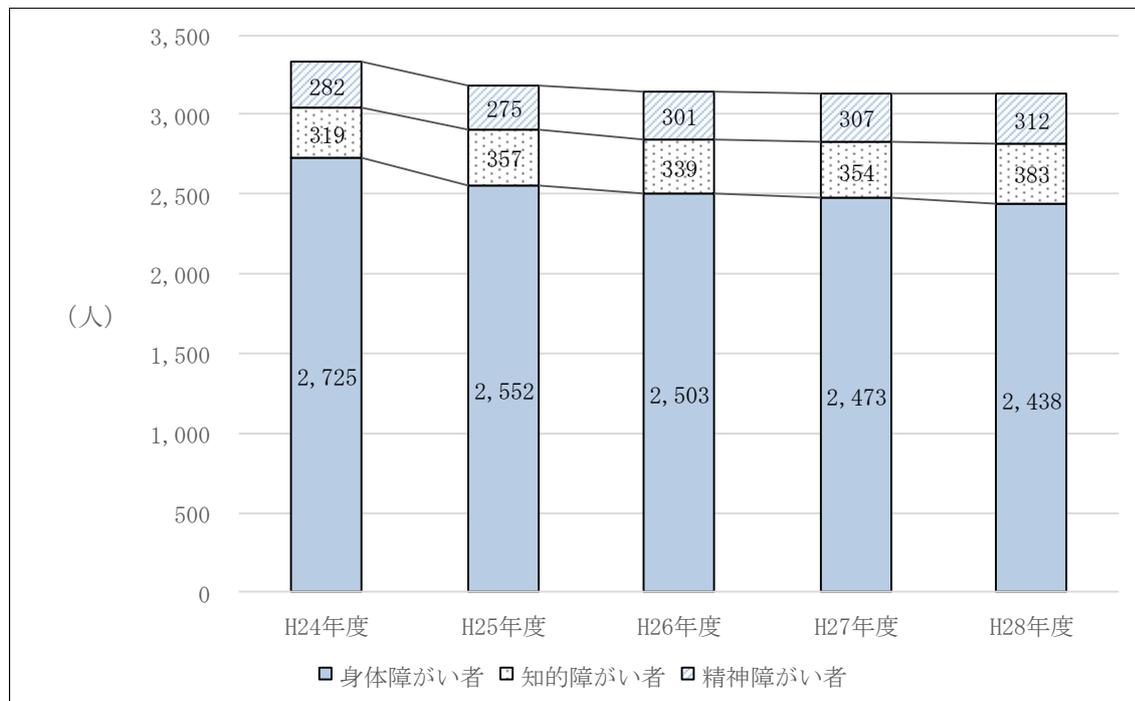
1. 障害者手帳所持者数の推移

平成24年度から平成28年度までの間で身体障害者手帳所持者数は287人の減少、療育手帳の所持者数は64人の増加、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は30人の増加となっており、人口に占める手帳所持者の割合は6%台となっています。

障害者手帳所持者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
身体障がい者	2,725	2,552	2,503	2,473	2,438
知的障がい者	319	357	339	354	383
精神障がい者	282	275	301	307	312
合計	3,326	3,184	3,143	3,134	3,133
人口	50,985	50,613	50,255	49,630	49,090
人口割合	6.52%	6.29%	6.25%	6.31%	6.38%

障害者手帳所持者数の推移（児童含む）



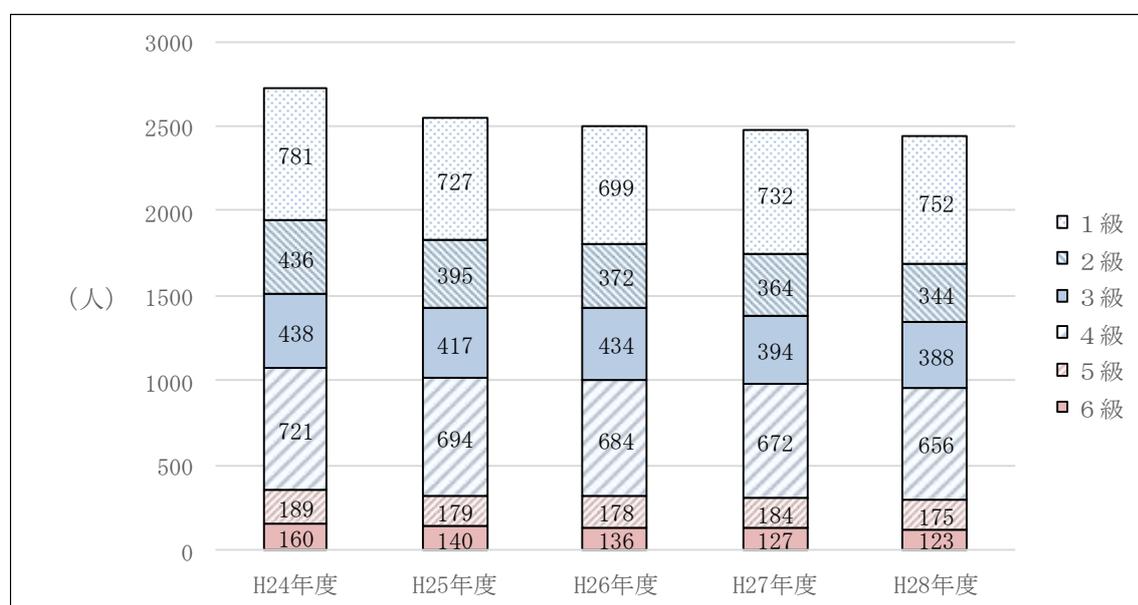
(1) 身体障がい者

障がいの等級を平成28年度でみると、1級が752人(30.8%)で最も多く、次いで4級が656人(26.9%)、3級が388人(15.9%)、2級が344人(14.1%)、5級が175人(7.2%)、6級が123人(5.1%)の順となっており、重度の障がい者等(障がい等級1・2級)は、全体の44.9%を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移(児童含む) 各年度3月末現在(単位:人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1級	781	727	699	732	752
2級	436	395	372	364	344
3級	438	417	434	394	388
4級	721	694	684	672	656
5級	189	179	178	184	175
6級	160	140	138	127	123
合計	2,725	2,552	2,503	2,473	2,438

身体障害者手帳所持者数の推移(児童含む)



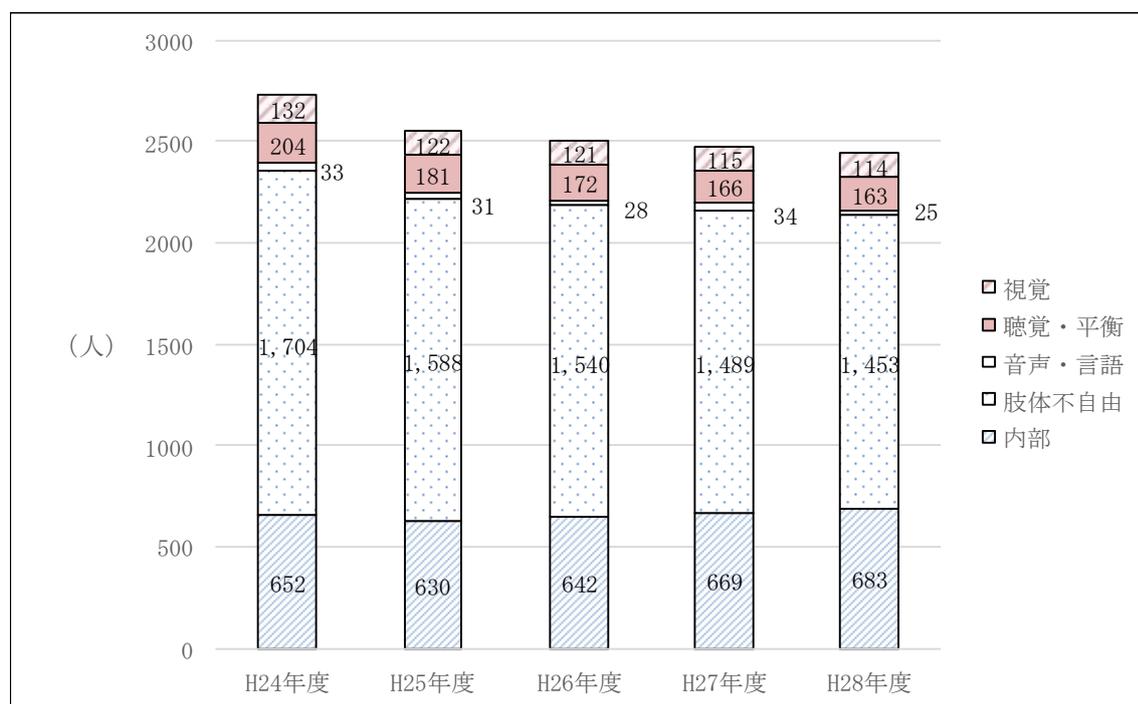
障がい種類別数

障がいの種類別を平成28年度で見ると、肢体不自由が1,453人(59.6%)で最も多く、次いで内部障がい683人(28.0%)、聴覚・平衡障がい163人(6.7%)、視覚障がい114人(4.7%)、音声・言語障がい25人(1.0%)の順となっています。

障がい種類別数の推移(児童含む) 各年度3月末現在(単位:人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
視覚	132	122	121	115	114
聴覚・平衡	204	181	172	166	163
音声・言語	33	31	28	34	25
肢体不自由	1,704	1,588	1,540	1,489	1,453
内部	652	630	642	669	683
合計	2,725	2,552	2,503	2,473	2,438

障がい種類別数の推移(児童含む)



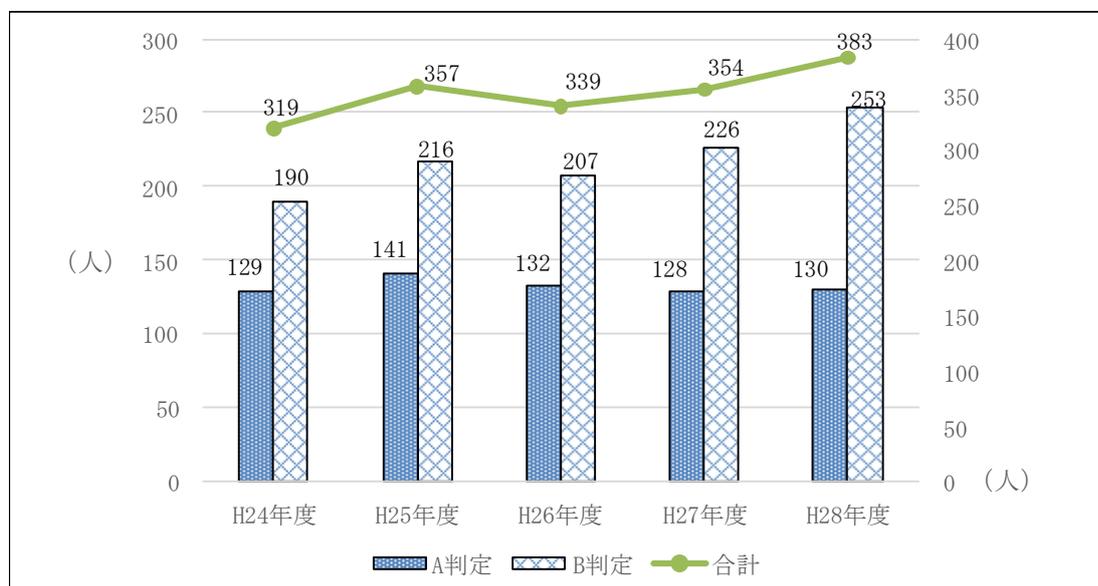
(2) 知的障がい者

知的障がいの判定を平成28年度で見ると、最重度・重度（A判定）が130人（33.9%）、中度・軽度（B判定）が253人（66.1%）となっています。

療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
A判定	129	141	132	128	130
B判定	190	216	207	226	253
合計	319	357	339	354	383

療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移（児童含む）



(3) 精神障がい者

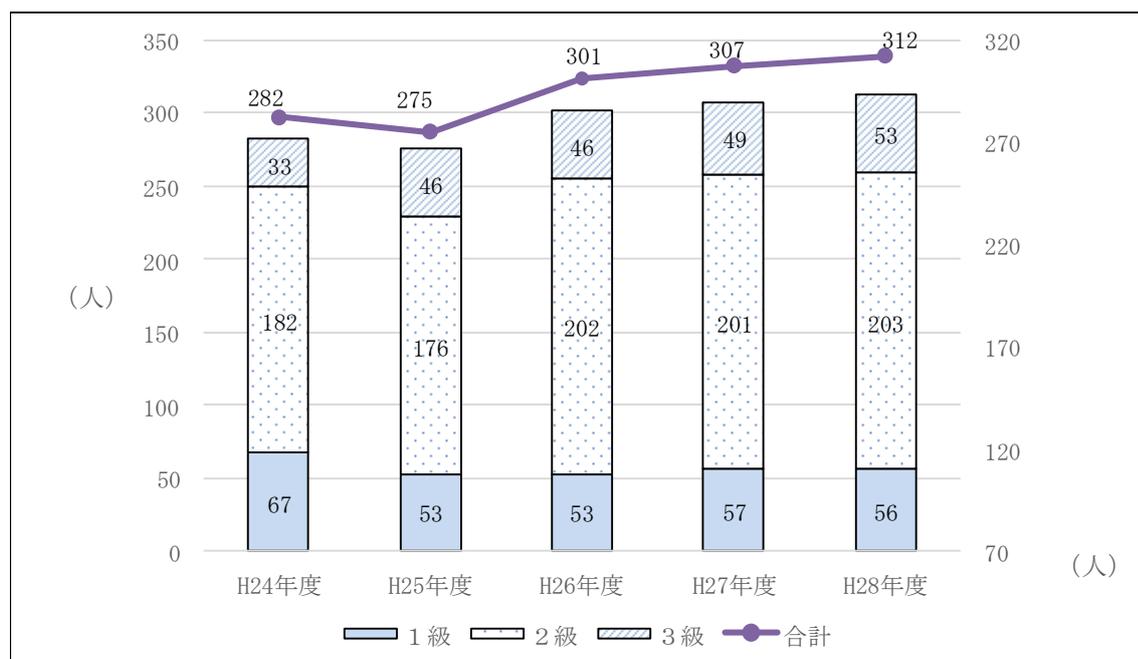
①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成28年度でみると、1級が56人（17.9%）、2級が203人（65.1%）、3級が53人（17.0%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1級	67	53	53	57	56
2級	182	176	202	201	203
3級	33	46	46	49	53
合計	282	275	301	307	312

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（児童含む）



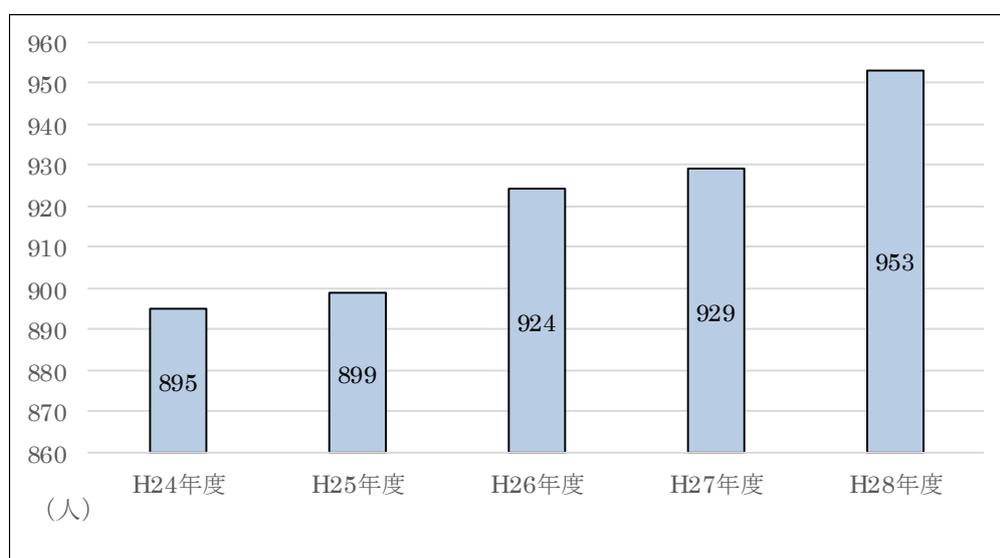
②自立支援医療（精神通院）受給者

平成24年度から平成28年度までの間で自立支援医療（精神通院）受給者数は58人の増加となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（児童含む） 各年度3月末現在（単位：人）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
精神通院 受給者数	895	899	924	929	953

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（児童含む）



(4) 難病患者等

難病等により（対象疾患に罹患し）障がいがある方は、平成26年度が518人、平成27年度が560人、平成28年度が582人となっています。人口に占める難病患者等の割合は1%から1.1%台で推移しています。

※ 難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、法律に定める「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わり、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

(単位：人)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
難病患者等	518	560	582
市の人口	50,255	49,630	49,090
人口割合 (%)	1.03	1.13	1.19

※ 「難病患者等」は、各年度3月末の人数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

